

鹿島市訓令第51号

鹿島市物価高騰対応上水道未使用者等支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、物価高騰の影響を受けている市民又は事業者の経済的負担を軽減するため、予算の範囲内において鹿島市物価高騰対応上水道未使用者等支援金（以下「支援金」という。）を交付することとし、その支援金の交付については、鹿島市補助金交付規則（昭和47年規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 上水道未使用者 上水道を使用していない者であって、市に所在する井戸水、湧水等の市の上水道以外の飲用設備等のみを使用している者をいう。
- (2) 簡易水道組合等 簡易水道又は小規模水道を管理し、又は運営する組合をいう。
- (3) 二世帯住宅 1つの家屋について、それぞれの世帯の居住部分が、壁、天井、床等により完全に遮断されており、当該世帯がそれぞれの居住部分だけで生活できるよう、それぞれの世帯の居住部分に、玄関（勝手口を除く。）、便所、台所、風呂等が備わっているものをいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、本市が物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する令和8年2月及び令和8年3月検針分の上水道基本料金の減免の対象とならない者のうち、次のいずれかに該当する者とする。ただし、官公署を除くものとする。

- (1) 令和7年12月1日（以下「基準日」という。）における上水道未使用者
- (2) 市内に事業所又は事務所を有する法人又は個人事業者で、基準日及び支援金の申請時において継続して事業を営む上水道未使用者

- (3) その他市長が特に認める者
- 2 1つの家屋に複数の世帯が同居する場合で、二世帯住宅ではない場合は、いずれかの世帯主を交付対象者とする。
- 3 1つの事業所又は事務所を複数の者で共同利用している場合は、代表者1人を支援金の交付対象者とする。
- (支援金の額)
- 第4条 支援金の額は、1世帯又は1事業所当たり2,300円とする。
- (交付の申請及び請求)
- 第5条 支援金の交付を受けようとする者は、鹿島市物価高騰対応上水道未使用者等支援金交付申請書兼請求書（簡易水道組合等用）（様式第1号）又は鹿島市物価高騰対応上水道未使用者等支援金交付申請書兼請求書（上水道未使用者用）（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 簡易水道組合等用については、使用世帯の住所、世帯主氏名が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する支援金交付申請書兼請求書の提出期限は、令和8年3月31日とする。
- 3 支援金の交付は申請1件につき、1回限りとする。
- (交付の決定及び額の確定)
- 第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかに内容を確認し、その内容が適正であると認めたときは、鹿島市物価高騰対応上水道未使用者等支援金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）により、当該申請をしたものに通知し、支援金を交付するものとする。
- (交付決定の取り消し)
- 第7条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消し鹿島市物価高騰対応上水道未使用者等支援金交付取消通知書（様式第4号）により、当該支援金の交付決定をした者に通知するものとする。
- (1) 規則、この要綱及び関係法令等の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (支援金の返還)
- 第8条 市長は、支援金の交付を受けた者が前条の規定により支援金の交付決定を取り消したときは、交付した支援金の返還を求めることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に第6条の規定により交付の決定を受けた支援金については、第8条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号(第5条関係)

鹿島市物価高騰対応上水道未使用者等支援金交付申請書兼請求書(簡易水道組合等用)

年　月　日

鹿島市長　　様

次のとおり申請(請求)します。

確認事項	確認のうえ□に✓をしてください	<input type="checkbox"/> 使用世帯は上水道の基本料金減免事業と重複して交付を受けていません。	
		<input type="checkbox"/> 重複して交付を受けた場合は、支援金を返還します。	
申請者記入欄	簡易水道組合等名称		
	申請者(代表者氏名)	(印)	
	代表者の住所	鹿島市	
	代表者の電話番号		
	申請(請求)金額	金　　円	
	内訳	①使用世帯数	②1世帯当たりの 交付額
	世帯	2,300 円	円
添付書類	(1) 簡易水道組合等については、使用世帯数が分かる資料として、使用世帯の住所と世帯主氏名を確認できるもの (2) 振込口座通帳の写し		

(振込先)

金融機関名		<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 農協・()		<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所・()
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金 (該当する預金種別に✓をして下さい)			
口座番号	(口座番号を右詰で記入して下さい) (ゆうちよ銀行は、通帳見開き下段の内容で記入して下さい)			
フリガナ				
口座名義人				

(職員確認用)

料　　住　　入　　財　　決定	(受付印)
(　　)(　　)(　　)(有・無)　□	
(　　)(　　)(　　)(　　)	
(　　)	

様式第2号(第5条関係)

鹿島市物価高騰対応上水道未使用者等支援金交付申請書兼請求書(上水道未使用者用)

年 月 日

鹿島市長 様

次のとおり申請(請求)します。

なお、支援金の交付の可否の決定のため、私の住民登録資料について、鹿島市が各関係機関に調査し、照会し、又は閲覧を求めることがあります。

確認事項	確認のうえ□に✓をしてください	<input type="checkbox"/>	上水道及び簡易水道・小規模水道以外の井戸等を使用しています。(上水道使用者及び簡易水道等使用者はこの申請は不要です)
		<input type="checkbox"/>	上水道の基本料金減免事業と重複して交付を受けていません。 重複して交付を受けた場合は、支援金を返還します。
申請者記入欄	申請者 (世帯主名・事業者名)		(印)
	所在地又は住所		鹿島市
	電話番号		
	申請(請求)金額		金 2,300 円
添付書類	振込口座通帳の写し		

(振込先)

金融機関名		<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所
		<input type="checkbox"/> 農協・()	<input type="checkbox"/> 出張所・()
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金 (該当する預金種別に✓をしてください)		
口座番号			(口座番号を右詰で記入して下さい) (ゆうちょ銀行は、通帳見開き下段の内容で記入して下さい)
フリガナ			
口座名義人			

(職員確認用)

(受付印)

様式第3号（第6条関係）

年　　月　　日

様

鹿島市長

鹿島市物価高騰対応上水道未使用者等支援金
交付決定通知書兼確定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった鹿島市物価高騰対応上水道未使用者等支援金については、次のとおり決定し、額を確定したので、鹿島市物価高騰対応上水道未使用者等支援金交付要綱第6条の規定により通知します。

交付決定額及び額の確定額　　金　　円

様式第4号（第7条関係）

鹿島市物価高騰対応上水道未使用者等支援金交付取消通知書

年　　月　　日

様

鹿島市長

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった鹿島市物価高騰
対応上水道未使用者等支援金について、次のとおり交付決定を取消したので、
鹿島市物価高騰対応上水道未使用者等支援金要綱第7条の規定により通知し
ます。

記

1 支援金取消金額　金　　円

2 取消理由